

【平成30年第2回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成30年6月21日 健康福祉委員長 田村 伸一郎

○「議案第89号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 新たに看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請が可能となる本市内の対象診療所数及びそのうち参入を予定している診療所数について

対象となる診療所は9施設であり、全ての診療所に対して事前の意向調査を行った結果、現段階で参入を予定している診療所はなかった。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第90号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 介護サービス情報の報告に係る公表及び調査に関する実施義務について

事業者による介護サービス情報の報告に係る公表は毎年義務付けられているが、自治体による調査については任意規定である。本市で行う調査については、権限委譲前に神奈川県が行っていた「新規の指定から3年間、その後は3年間に1度」の頻度を踏襲し、実施していく予定である。

- * 介護サービス情報の公表及び調査に係る他都市の手数料徴収の実施状況について

介護サービス情報の公表及び調査に係る手数料については、徴収していない都道府県もあったが、神奈川県は手数料徴収を行っていた。この度の県からの権限委譲に伴い、本市を含む県内の3政令市では引き続き徴収することとしている。

- * 介護医療院が開設される見通しについて

介護医療院は介護療養型医療施設の転換先の1つとされており、現在、本市内にある介護療養型医療施設は3施設である。この3施設に対して意向調査を行ったところ、現段階では検討中とのことであり、直ちに介護医療院への転換を考えている施設はなかった。

《意見》

- * 公表及び調査に係る手数料の徴収について、県から本市への権限委譲により手数料が若干下がる点は良いが、県による徴収が開始された際には事業者から本手数料を徴収すること自体が適切ではないとの意見や議論があり、徴収を行わない自治体もあることから、手数料の在り方については引き続き検討してほしい。

- * 介護医療院については、平成30年第1回定例会における条例制定議案の議論の際から、「医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設」として施設趣旨に沿った十分な医療や生活の場を提供できるのかという点が疑問であったが、現在も状況は変わらず、その疑問は払拭できていない。また、開設・転換を検討する施設側からも介護医療院の採算性に対する疑問の声を聞いているため、本議案に

は賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第100号 消防艇製造請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 本契約の一般競争入札に係る募集に至る経過と入札状況について

本件はWTO政府調達協定に基づく特定調達契約の一般競争入札案件であり、さらに、消防艇を建造する技術力のある造船メーカーであれば受注可能な仕様とするとともに、工期を2か年とすることで入札しやすい設定としたが、結果として応札は1社のみであった。

* 予定価格、落札金額及び落札率について

予定価格は税抜き12億5,059万6,296円、落札金額は税抜き12億3,900万円で、落札率は99.07%であった。

* 高落札率への見解について

予定価格については、消防艇の更新を検討する際に基本設計を委託した業者から提出を受けた船価積算書に基づいて設定しており、仕様から一般的な製造コストの積算が可能のため、適正な落札金額及び落札率であったと考えている。

* 支払を複数年に分け債務負担行為設定を行う理由及び同様の過去事例について

本消防艇製造請負契約については、仕様に基づき作成された図面等である「承認図書」の作成が125本必要であり、それらの受理を平成30年度分の対価の支払条件としたが、その段階においては全工程の4割程度が進んでいる状況となる見込みであることから、平成30年度に4割、平成31年度に6割を支払う債務負担行為を設定することとした。同様の過去事例としては、ミューザ川崎シンフォニーホール内のパイプオルガンの製造請負契約に当たり、平成15年度に契約金額の6割弱、平成16年度に残りの4割強を支払った事例があり、今回の参考としている。

* 消防艇建造に係る品質管理及び性能保証等について

消防艇建造の適切な監理のため、本契約の締結と併せて建造監理委託契約を専門の業者と締結したいと考えており、建造の着手前に消防艇の建造業者、建造監理委託業者及び本市で綿密な打合せを行う予定である。それに基づき正確な承認図書を作成することと併せ、建造監理委託業者と連携した建造工程の随時検査や本市職員による進捗状況の把握等、適切な建造監理を行うことで仕様に適合する消防艇の建造を行いたいと考えている。

* 消防艇の更新に伴う総トン数の変化について

更新予定の第5川崎丸の総トン数は36トンであるが、更新後の消防艇は109トンとなる予定である。

* 大幅な総トン数の増加に伴う人員体制の見直しについて

着岸時のリモートコントロール機能や船舶のロープを巻き取る装置であるキャプスタンの機能を向上させるなど、更新に伴い各種性能が向上することにより、

人員体制を補うことができるものと考えているため、消防艇の更新後も現在と同様の人員体制で対応する予定である。

*** 第6川崎丸の更新に向けたスケジュール及び建造する消防艇の性能について**

もう1艇の消防艇「第6川崎丸」の更新については、平成30年度中に局内で建造に係る検討を行い、平成31年度に基本設計を実施、平成32年度に単年度で建造し、平成33年3月末までに完成するスケジュールを想定している。新消防艇の性能については、毎分1万5,000リットルの放水能力をもつ消防ポンプ及び浅瀬でも航行可能なウォータージェット推進装置を有し、総トン数20トン程度の小型消防艇とすることを考えている。

《意見》

* 機材や設備を整備するとともに、適切な人員の確保及び人材の育成についても十分注力していくことが重要であると考え、将来の人材継承を念頭に入れ、今後もしっかり検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第38号 川崎市中原消防団住吉分団市ノ坪班の器具置場の保有に関する請願」

《審査結果》

取り下げ承認